

弁護団声明

1 本日、大阪地方裁判所は、生まれつき股関節に障害を持ち、歩行が困難な原告が、日常生活に不可欠で、かつ、資産価値もない自動車の保有を理由に生活保護を廃止され、再度の保護開始申請も却下した事案について、廃止処分及び却下処分の違法性を認め、却下処分を取消すとともに、国家賠償法上も違法であるとして、被告枚方市に対して約172万円の損害賠償の支払いを命ずる判決を言い渡した。

2 本判決は、枚方福祉事務所長による課長通知の誤った解釈適用の違法性を認めて却下処分を取り消した上、枚方福祉事務所長が生活保護法の趣旨及び目的に従って課長通知を解釈適用していれば、原告が自動車保有の要件を満たしていることを容易に認識し得たのに、「何ら実質的な検討を行わず、専ら本件自動車が処分されていないことを理由に漫然」と処分を行ったとして、国家賠償法上の違法性をも認め、不当に自動車保有を制限する枚方福祉事務所長の運用を厳しく断罪した。

また、本判決は、保有要件を満たした場合の自動車の利用について、「生活保護を利用する身体障害者がその保有する自動車を通院以外日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長及びその保有する資産の活用という観点から、むしろ当然に認められる。」として、保有を容認された場合にも自動車の使用目的を制限する実務運用をも厳しく批判した。さらに、本判決は、通達の要件を限定的に解釈せず、保有目的や保有の必要性を柔軟に解釈することを求めている。これら点は、障害者の完全参加と平等の意義を十分に理解しているものであり、高く評価できる。

4 弁護団は、被告枚方市に対して、本判決の意義を真摯に受け止めて控訴することなく、生活保護利用者が、その日常生活上必要性の高い自動車を保有を不当に制限する生活保護行政の運用を直ちに改善するように求めるものである。

また、本件のような不当な運用が横行する根本的な原因は、生活保護を利用する障害者の自動車保有を原則として制限する厚生労働省課長通知に存するものであるから、厚生労働省に対して、本判決の意義を踏まえ、同通知を改正するように強く求めるものである。

2013年4月19日

枚方生活保護自動車保有訴訟弁護団一同
佐藤キヨ子さんを支援する会

枚方生活保護自動車保有訴訟大阪地裁判決に対し控訴しないよう求める要請文

(控訴期限 2013年5月7日)

枚方市長殿 Fax:072-841-4123

本日、4月19日、大阪地方裁判所第2民事部(裁判長山田明)は、平成22年(行ウ)第35号生活保護申請却下処分取消等請求事件及び平成22年(ワ)第3293号損害賠償請求事件について、原告である佐藤キヨ子さんの訴えを認め、処分の取消を認めるとともに、被告枚方市に対し、国家賠償の支払いを命じる判決を言い渡しました。

本件訴訟は、両股関節機能全廃の障がいをもつ佐藤さんが生活保護の申請をしたところ、佐藤さんが要保護状態にあったにもかかわらず、また佐藤さんは自動車がなければ日常生活もままならない状況であったにもかかわらず、処分価値のない自動車を保有していることを理由として枚方市が生活保護の受給を認めなかったという事案です。

佐藤さんと同じように、要保護状態にありながら、自動車保有を理由に生活保護の受給が不当にも認められない、あるいは保護の申請をためらっている方々が全国にたくさんおられます。佐藤さんは、そのような方々のためにも、自動車保有についての生活保護行政を変えるために、枚方市の処分を司法に問うたのでした。

そして、平成22年2月23日の提訴から3年以上もの審理を経て判決が言い渡されました。

この判決は、枚方市の処分を明確に違法であると認定し、厚生労働省に対しても、自動車保有に関する生活保護行政の在り方そのものを見直すことを要請しているものであり、佐藤さんの思いが結実した判決です。

枚方市は、判決を素直に受け止め、これまでの杜撰かつ違法な生活保護行政を真摯に反省し、今後二度とこのようなことのないように生活保護行政を改めるべきです。そして、佐藤さんが、平穏な気持ちで、日常生活で自動車を使用することができるように、早期に判決を確定させるべきであります。

以上の次第ですので、我々は枚方市に対し、控訴をしないことを要請致します。

佐藤キヨ子さんを支援する会
枚方生活保護自動車保有訴訟弁護団一同

氏名	住所

記入日 2013年4月 日

(問い合わせ先)『佐藤キヨ子さんを支援する会』

〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町2丁目12-2-12 枚方交野生活と健康を守る会内
電話・FAX 072-846-8231